

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年3月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：レバノン国系統安定化に係る分析能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：レバノン国システム安定化に係る分析能力強化プロジェクト

調達管理番号：25a00908

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年3月18日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：レバノン国系統安定化に係る分析能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年5月 ～ 2027年11月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

➤ 2026年度末（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源エネルギーグループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 3月24日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 3月25日 12時まで
3	質問への回答	2026年 3月30日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年 4月3日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年4月14日
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/m2fhEz5bFP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。本見積書と別見積書は PDF にパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDF にパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてからメールで e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者の決定方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	PSS/E を活用した電力系統シミュレーション能力及び電力系統計画策定能力向上のための具体的な手法の提案	第4条2（1）①成果1
2	再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワーク改善のための具体的な手法の提案	第4条2（1）②成果2
3	本邦研修の具体的な内容に関する提案	第4条2（2）
4	C/P のキャパシティアセスメントに関する具体的な内容の提案	第4条2（3）④

2. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025 年 9 月
- ・ RD 署名：2025 年 10 月 28 日

☑別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトに係る実施方針

別紙「案件概要表」の事業背景に記載の状況を受けて、レバノンでは、再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とした Decentralized Renewable Energy Law (DRE 法) が 2023 年に施行され、今後、再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれている。しかし、出力変動性の高い再エネの大量導入は、発電量の多い昼間の時間帯に多くの余剰電力を生み出すなど、レバノンにおける需給・系統運用に大きな影響を与えることが想定されており、電力系統の現状や将来の需要を正確に把握し、適切に計画することが不可欠となる。

かかる状況を踏まえ、本プロジェクトでは、レバノン国内における電力系統解析や、将来の電力需要予測に基づく系統解析について、レバノン電力公社 (Électricité Du Liban : EDL) がソフトウェア (PSS/E) を用いてデータに基づいた分析を行うことで、適切な系統計画策定能力の向上に寄与するとともに、DRE 法の実施に基づく再生可能エネルギーの導入拡大による将来的な電力系統への影響に備えることを目的として本プロジェクトを実施する。

(2) 本プロジェクト目標にかかる指標の考え方

本プロジェクト目標は「EDL の自律的な電力系統計画能力が向上する」ことである。更に、本プロジェクト目標を達成するための指標としてレバノン側との間では以下を定めている。

指標 1 : EDL のエンジニアにより電力系統解析が実践される。

指標 2 : 再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワークが実践される。

しかしながら、これら記載はやや抽象的であること、本プロジェクトは本邦研修を中心に据えるため、本プロジェクトの終了後に客観的に判断し得る指標を設定し、その達成に向かって具体的に活動することが重要である。この点を鑑み、指標 1 は、客

観的判断指標として、「PSS/E を活用した電力系統シミュレーションに基づく電力系統計画策定手法が EDL 内で承認され、実践される」とする。指標 2 については、客観的判断指標として、「本プロジェクトで策定されたフレームワーク（新たな再生可能エネルギーを電力系統に接続する際に必要な一連の手続き）に沿って、新規再生可能エネルギーの接続が開始される」とする。受注者は、上記のポイントを踏まえて業務を進め、本プロジェクトが終了した時点でその目標が客観的に達成されたと示せるよう取り組む。

（３）本プロジェクトにおける本邦研修の位置づけ

本来であれば、受注者が現地渡航を行うことが望ましいが、本事業はレバノンを含む周辺地域の治安情勢等を鑑み、受注者は現地に渡航せずに本邦研修及び国内業務（レバノンにおける現状、法令・規制の整理、及び本邦研修のフォローアップとしてのオンラインアドバイザリーの実施等）により本プロジェクトを実施する。したがって、本邦研修については JICA「研修・招へい実施ガイドライン」の内容を事前に十分に確認し、研修（講義調整、講師手配、教材・訪問先調整等も含む）を遅滞なく実施する。

※ 上記ガイドライン URL

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>。

（４）本プロジェクトにおける機材調達の位置づけ

本プロジェクトにおいては活動の一環として電力系統の解析を行うが、そのためのソフトウェアとして SIEMENS Global 社の製品である PSS/E を使用することをレバノン政府と合意している。PSS/E は各国の電力会社等が系統解析を行う際に広く活用されている標準ソフトウェアであるが、現在、当該ソフトウェアを提供できるのは Siemens 社のみである。従って、本プロジェクトでは、SIEMENS Global 社製の PSS/E 機材調達の対象とするが、単純なカタログ物品購入ではなく、専門的知見を前提とした要件定義を必要とする特殊性を有する。レバノンにおける電力系統の現状を把握した上で、必要オプションの選定、カスタマイズ内容の確定、システム連携要件の整理、運用方針に基づく機能選択など、高度な電力系統解析・計画の知識を伴う技術的検討が不可欠である。また、EDL との事前協議を通じて仕様を確定するプロセス、導入後の性能評価も専門技術を要する工程である。

以上より、本業務では機材調達に関連する技術的検討・要件定義・調整・性能確認を、受注者の業務の一部として実施する。したがって、受注者は当該内容に十分に留意し、遅滞なく機材調達に係る一連の業務を実施することが必要である。

(5) 現地渡航が可能となった場合の対応

レバノンを含む周辺地域の治安情勢等の緩和により、レバノンでの現地業務が可能となった場合、受注者は JICA との協議に応じるものとする。この場合、受注者は、本邦研修に振り分けている要員の業務人月をレバノンへの現地渡航業務へ振り替えることについて、JICA と協議のうえ調整する。当該振替に伴う費用、実施期間その他必要な事項については、JICA と受注者が協議し、双方合意の上で取り決める。

(6) 実施体制・合意形成について

受注者は、EDL のみならず、水・エネルギー省 (MoEW: Ministry of Electricity and Water) 等との関係機関と本プロジェクトに係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう留意する。

(7) 実施中の他ドナー等との調査・支援を踏まえた活動内容及びドナー間との連携・調整・情報収集

本プロジェクトに関係のある他ドナーのプロジェクトに、世界銀行(WB: World Bank) が実施することを発表した Lebanon Renewable Energy and System Reinforce Project がある。本プロジェクトでは、2020 年のベイルート港の爆発により損傷した中央給電指令所 NCC (National Control Center) 機能の整備等による EDL の運営体制強化 (65 百万 USD)、送電網強化を通じた再生可能エネルギー導入量の増加、系統規模の太陽光発電所や改修された Litani River Authority (LRA) 水力発電所の整備 (175 百万 USD)、技術協力による投資能力強化 (10 百万 USD) 等を予定している。本事業と直接的な重複はないことを確認しているが、将来的には互いに連携し得る可能性もある。そのため、適宜 WB との情報交換をオンラインにて行い、JICA 本部・事務所と適宜共有の上、効果的な連携・調整を図る。WB のコンタクトパーソンに係る情報は、受注者に対して別途 JICA から連絡を行う。

(8) 当国における JICA の他事業との連携

本プロジェクトは、2023 年に実施された「レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査」と関連がある。そのため、受注者は、レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート ([1000051513_01.pdf](#)) の内容を十分に理解したうえで、先行調査の課題認識を踏まえた上で効果的な事業実施に努める。さらに、本プロジェクト実施期間中の活動を通じて当国における円借款、技術協力、海外投融資、無償資金協力、民間連携事業の候補となる案件が特定されれば発注者に提案する。これら案件や協力の方向性などに関し、日本政府から意見を求められた場合は協議資料の作成や協議の場での助言などに協力する。

(9) 業務従事者の語学能力について

本プロジェクトでは、電力系統解析及び再生可能エネルギー接続検討に関して主にオンラインを通じて協議や技術移転を実施する。受注者は、当該業務の遂行のために、本プロジェクト実施期間中にCPと対等に十分且つ円滑なコミュニケーションが取れる語学能力を持った業務従事者を配置する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1：PSS/Eを活用した電力系統シミュレーション能力及び電力系統計画策定能力が向上する²。

(成果1に関わる活動)

活動1-1：電力系統計画に関連する現状のレビューを行う。

活動1-2：電力系統計画に活用可能なデータの整理を行う。活動1-3：PSS/Eを活用した電力系統シミュレーション及びその他電力系統計画策定に係る研修を実施する。

活動1-4：電力系統シミュレーション及び電力系統計画策定に係るオンラインでの助言を提供する。

活動1-5：電力系統計画の策定手法を提案する。

- ② 成果2：再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワークが改善される³。

(成果2に関わる活動)

活動2-1：再生可能エネルギー導入に係るレバノンの法令、規制等を整理する。

活動2-2：レバノンにおける再生可能エネルギー接続手続きの現状をレビューする。

活動2-3：日本及び他国における再生可能エネルギー接続検討のベストプラクティス

² 【1】2.「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」に記載のとおり、応募者による「PSS/Eを活用した電力系統シミュレーション能力及び電力系統計画策定能力向上のための具体的な手法の提案」を求める。R/D上この点は詳細な記載がされていないが、プロジェクト実施のうえで重要な事項なので提案いただきたい。

³ 応募者による「再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワーク改善のための具体的な手法の提案」を求める。R/D上この点は詳細な記載がされていないが、プロジェクト実施のうえで重要な事項なので提案いただきたい。

ラクティスを紹介する。

活動 2-4：レバノンにおける再生可能エネルギー接続検討のフレームワーク構築にかかる研修を実施する。

活動 2-5：再生可能エネルギー接続検討に係るオンラインでの助言を提供する。

活動 2-6：レバノンにおける再生可能エネルギー接続検討のフレームワークを提案する。

(2) 本邦研修

本プロジェクトでは、本邦研修を実施する⁴。

本邦研修業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	目的：プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。 想定内容：SIEMENS PSS/E を活用した電力系統シミュレーションに係る能力強化研修、再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワーク策定に係る能力強化研修。「系統接続検討・系統整備」を学べる実践的視察先を念頭に現場視察を含む。
実施回数	合計 3 回
対象者	EDL 実務担当者
参加者数	約 6 名/回
研修日数	約 16 日（移動日を含む）/回

(3) 機材調達

第 7 条「機材調達」に沿って SIEMENS Global 社製の PSS/E 機材調達を実施する。その際、機材調達に付随する以下の一連の業務も併せて実施する。

- 1) EDL との電力系統解析・計画ニーズ事前確認、調整の実施
- 2) 1) を踏まえた PSS/E 導入に必要な技術的要件定義（PSS/E の具体的機能、カスタム範囲の定義を含む）の実施
- 3) PSS/E 納入後の性能評価の実施（性能評価の結果、是正が必要と判断さ

⁴ 【1】 2. 「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」に記載のとおり、応募者による「本邦研修の具体的な内容に関する提案」を求める。R/D 上この点は詳細な記載がされていないが、プロジェクト実施のうえで重要な事項なので提案いただきたい。

れた場合、SIEMENS Global 社との技術調整、是正措置取纏めを含む)

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、本プロジェクト開始後、第1回本邦研修の開始前までに EDL における本邦研修参加者を対象とし、電力系統計画策定能力及び再生可能エネルギー接続検討能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

なお、現時点では暫定的に以下を想定している⁵。

⁵ より良いものがあれば、プロポーザルにて提案すること。【1】2.「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」に記載のとおり、応募者による「C/P のキャパシティアセスメントに関する具体的な内容の提案」を求める。この点は RD の合意内容とは別に、弊機構が懸案事項として考える点なので提案していただきたい。

<現時点での想定案記載>

個人	<p>EDLにおける本邦研修参加者について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電力系統計画シミュレーションを行ったことがあるか ● ある場合、どのツールを用いているか ● 系統計画業務をどのように実施しているか（レベルチェックシートは受注者にて準備） ● 社内で系統計画業務を実施する際、（標準マニュアルが有る場合）当該マニュアルに従って計画業務を自律的に実施することが出来るか ● PSS/Eを使用したことがあるか
組織	<p>EDLにおける、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算、人員、組織図詳細 ● 電力系統解析・計画用のシミュレーションツールの有無（有りの場合、その予算） ● 予測・解析・計画立案の手順設定 ● 系統計画において必要となるデータ（e.g. 送電線のインピーダンス）が、十分な精度で定期的にアップデートされているか
制度	<p>本案件開始前における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー導入に係るレバノンの法令・規制 ● レバノンにおける再生可能エネルギー接続手続きの現状

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出す

る部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	契約開始後から 2 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務進捗報告書	2027 年 2 月	日本語・英語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語・英語	製本	各 4 部
			CD-R	各 1 部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1）各成果に係る研修カリキュラム・テキスト・マニュアル

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （3）詳細活動計画（WBS等の活用）
- （4）活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁶。

⁶ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第7条 機材調達

受注者は、第3条2.「本業務に係る実施方針及び留意事項」(4)「本プロジェクトにおける機材調達の位置づけ」の内容を十分に踏まえたうえで、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	PSS/E (Power System Simulation for Engineering)	SIEMENS Global 社製電力システムシミュレーションソフトウェア	3 (3ライセンス分)	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：レバノン共和国

案件名：系統安定化に係る分析能力強化プロジェクト

Project for the Development of Analytical Capacity for Power System Stabilization

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

レバノン共和国（以下、「レバノン」）は2012年以降、大幅に増加したシリア難民の受け入れに加え、長年の財政赤字や貿易赤字等が原因となり深刻な経済危機が続いている。中でも電力セクターは長年にわたり財政赤字の主要因となっている。発電・送電・配電事業を担うレバノン電力公社（Électricité Du Liban：EDL。以下「EDL」）は、政策的に低く抑えられた電気料金からの収入では電気事業の運営費を賄えず、毎年多額の政府補助金（過去10年の平均はGDPの約3.8%（世銀2020））を受けており、補助金の多くが発電用燃料費に充当されてきた。このような補助金への依存度が高い財務状況下では投資余力を十分に確保することができず、EDLは電力供給に必要な設備投資を十分に実施できていない状況が続いている。EDLは約2,700MWの発電容量を有しているが、恒常的に1,000MWを超える需給ギャップを抱えており、近年は輸入燃料の不足によって状況は更に悪化している。実際、EDLが顧客に電力供給できている時間は、2022年時点では1日3～4時間程度と推計されている⁷。そのため、顧客は、ディーゼル発電機等を所有する民間事業者からの電力供給や、家庭用の太陽光・蓄電池システム等の個別導入によって不足している電力を賄っているのが実情である。また、2019年の金融危機、2020年のベイルート港の爆発による中央給電指令所（NCC：National Control Center）の損傷等の影響を受け、EDLでは新規職員雇用の停止と人材の流出、中央給電指令所の損傷によるデータ整備の停滞といった困難にも直面しており、EDLは技術的な課題に対応するための人的資源が不足している。

このような状況下、水・エネルギー省（MoEW：Ministry of Electricity and Water）は、各国及び開発援助機関の支援を基に2022年に電力セクターにおける包括的な5か年計画となる“Setting Lebanon’s Electricity Sector on a Sustainable Growth Path”を作成し、本計画の中で、4年以内に24時間体制の

⁷ 「レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（JICA、2023年）

電力供給を実現することを目標として掲げるとともに、本目標の達成のため、「電力供給時間の延長と送電容量の増強」を重要な柱の1つとして位置付けている。また、水・エネルギー省は2023年に「分散型再生エネルギー促進法（DRE法：Distributed Renewable Energy）」を施行し、民間セクターによる一層の再生可能エネルギーの導入拡大を促進している。他方で、変動性再生可能エネルギーである太陽光発電が需要家に大量導入されることにより、昼間の時間帯においてはEDLからの供給量を抑制する必要が生じ、調整可能な電源である火力発電を非効率な低出力運転が余儀なくされる等、効率的な需給運用が阻害される可能性がある。このような再生可能エネルギーの急速な普及に伴う課題は、将来の需要動向や電源構成を踏まえた統合的な検討が必要で、特に系統運用の安定性確保に向けては、客観的かつ定量的な根拠に基づく系統計画策定能力の強化が求められる。そのため、具体的な需要想定と将来電源構成に基づいた将来系統の負荷に関するシミュレーションに係る能力強化が重要である。

また、レバノンでは発電設備の系統への接続フローが十分に整備されておらず、変動性再生可能エネルギー設備が電力系統へ無秩序に接続され、電圧・周波数変動が発生し機器障害や停電などのリスクが増大している。また、接続希望が多数発生した場合、送電線や変電設備の容量をどの案件にどの順番で割り当てるかを定める仕組みがなければ、事業者間の公平性が確保できず、投資環境が不透明となり、結果として再生可能エネルギーの普及そのものが阻害される可能性がある。こうした背景から、レバノンにおいて再生可能エネルギーを安全かつ持続的に拡大させるためには、系統接続に関わる技術的要件、手続き、容量配分のルール、費用負担の原則などを体系的に整備した接続検討に関する枠組みの構築が不可欠である。

こうした現状から、将来的な更なる再生可能エネルギー導入に備え、本プロジェクトでは、EDLの電力系統計画策定及び系統接続に関する枠組み構築にかかる能力強化を行う。

（2）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

対レバノン共和国国別開発協力方針（2023年9月）では、重点分野（中目標）に自律的・持続可能な成長に欠かせない行政改革を後押しするための基幹となる公的セクター（特にエネルギー、水、教育及び保健等）の人材への投資につながるよう、インフラ管理能力の強化や制度整備に関する協力を行うこととしている。また、レバノンにおける将来的な更なる再生可能エネルギー導入に備え、EDLの電力系統計画策定及び系統接続に関する枠組み構築にかかる能力強化を行う本案

件は、JICAの協力量針である資源・エネルギー分野における課題別事業戦略（JICAグローバルアジェンダ）の協力量針である「送配電ネットワークの強化」及び「再生可能エネルギーの促進」にも整合している。

（3）他の援助機関の対応

水・エネルギー省（MoEW）は、2017年のフランス電力公社（Électricité de France :EDF）の支援を得て“Update of the Transmission Master Plan of Lebanon”を策定し、電源開発や再生可能エネルギー導入に伴う送電網増強に関する計画を策定している。2020年には世界銀行（WB：World Bank）の支援により“Emergency Action Plan”を策定し、電力セクターの各部門間の連携強化や計画部門設立等の緊急対策が実施された。また、2021年にはEDFにより“Least Cost Generation Plan”の策定支援が実施され、2030年までの電力需要予測とそれに合わせた最小費用による電源開発計画が策定されているが、需要側における経済活動の停滞や貧困層の拡大、民間発電機業者からの買電価格の高騰により、実際の需要は計画策定時よりも減少していると見込まれている⁸。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、レバノンにおいて、電力システムのシミュレーション能力の強化及び再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワーク（新たな再生可能エネルギーを電力システムに接続する際に必要な一連の手続き）の構築を行うことにより、EDLの自律的な系統計画能力及び系統管理能力の向上を図り、もってレバノンにおける電力供給の質と安全性の改善に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名 レバノン国全土

（3）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：EDLの職員

最終受益者：レバノン国民

（4）事業実施期間：2026年5月～2027年11月を予定（計18カ月）

（5）事業実施体制

実施機関：EDL

EDL内の主要な関係部署：送電局、再生可能エネルギー局他事業、他援助機関等との連携・役割分担

本事業は、2023年に実施された「レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査」と関連があり、同調査のカウンターパートであるEDLの担当職員を、本

⁸ 「レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（JICA、2023年）

事業でも実施機関とすることで、先行事業の課題意識を踏まえた効果的な事業実施に努める。

現在、レバノンのエネルギーセクターにおいて、WB が約 250 百万 USD をかけて Lebanon Renewable Energy and System Reinforce Project を実施予定である。本プロジェクトは、2020 年のバイルート港の爆発により損傷した NCC 機能の整備等による EDL の運営体制の強化（65 百万 USD）、送電網強化を通じた再生可能エネルギー導入量の増加、系統規模の太陽光発電所や改修された LRA 水力発電所の整備（175 百万 USD）、技術協力による投資能力強化（10 百万 USD）等を予定している。本案件と直接的な重複はないことが確認されているが、将来的な連携の可能性も視野に入れつつ密に情報共有を図りながら本事業を進める。

(6) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

環境社会配慮分類カテゴリ分類 (C)

カテゴリ分類の根拠：環境への影響が最小限かあるいは全くないと考えられるため。

ジェンダー分類：(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：レバノンにおける電力供給の質と信頼性が改善される。

指標及び目標値：

- PSS/E を活用した電力系統シミュレーションに基づく電力系統計画が策定される。
- DRE 法の推進に基づく分散型再生可能エネルギー導入量が増加する。

(2) プロジェクト目標：EDL の自律的な電力系統計画能力が向上する。

指標及び目標値：

- EDL のエンジニアにより電力系統解析が実践される⁹。
- 再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワークが実践される¹⁰。

(3) 成果

成果 1：PSS/E を活用した電力系統シミュレーション能力及び電力系統計画策定能力が向上する。

成果 2：再生可能エネルギーの接続検討に関するフレームワークが改善される。

(4) 主な活動

【成果 1 に係る活動】

1-1：電力系統計画に関連する現状のレビューを行う。

⁹ PSS/E を活用した電力系統シミュレーションに基づく電力系統計画策定手法が EDL 内で承認され、実践されることを想定。

¹⁰ 本案件で策定されたフレームワークに沿って、新規再生可能エネルギーの接続が開始されることを想定。

- 1-2：電力系統計画に活用可能なデータの整理を行う。
- 1-3：PSS/E を活用した電力系統シミュレーション及びその他電力系統計画策定に必要な能力向上に係る研修を実施する。
- 1-4：電力系統シミュレーション及び電力系統計画策定に係るオンラインでの助言を提供する。
- 1-5：電力系統計画の策定手法を提案する。

【成果2に係る活動】

- 2-1：再生可能エネルギー導入に係るレバノンの法令、規制等を整理する。
- 2-2：レバノンにおける再生可能エネルギー接続手続きの現状をレビューする。
- 2-3：日本及び他国における再生可能エネルギー接続検討のベストプラクティスを紹介する。
- 2-4：レバノンにおける再生可能エネルギー接続検討のフレームワーク構築にかかる研修を実施する。
- 2-5：再生可能エネルギー接続検討に係るオンラインでの助言を提供する。
- 2-6：レバノンにおける再生可能エネルギー接続検討のフレームワークを提案する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

本案件はレバノンを含む周辺地域の治安情勢等を鑑み、専門家による業務は現時点においては現地に渡航せず国内業務及び本邦研修主体により実施する（但し、制限緩和の状況が生じた場合、変更の可能性あり）。

(2) 外部条件

レバノンを含む周辺地域の情勢の悪化により、カウンターパートの本邦への渡航が中止されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

特になし

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：系統解析、系統計画、分散型電源の系統連系に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：レバノン国及び中東地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2026年5月から開始し、以下のとおり3回の本邦研修を実施し、2027年11月中の終了を目処とする。

第1回：2026年度第2乃至第3四半期を目処

第2回：2026年度第4四半期ないし2027年度第1四半期を目処

第3回：2027年度第3四半期を目処

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約26.20人月

本邦研修に関する業務人月10.20を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途

本案件はレバノンを含む周辺地域の治安情勢等を鑑み、受注者による業務は、現時点においては原則渡航せずに国内業務及び本邦研修を主体にして実施することを想定しています。但し、将来的に変更の可能性がありますので、第2章特記仕様書（案）第3条2.（5）「現地渡航が可能となった場合の対応」に記載の留意事項を十分に把握することが必要です。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 本案件の討議議事録（Record of Discussions: R/D）

2) 公開資料

➤ レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
（https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051513_01.pdf）

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 カウンターパートは英語での対応可能
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（5）安全管理

レバノンを含む周辺地域の治安情勢等が緩和され、現地渡航が可能となり、現地にて業務を実施する場合、現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所及びシリア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

56,826,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上があります（106,741,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2.（2）本邦研修	35,204,000円	報酬（事前業務（3号 1.2人月及び5号 3.0人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号 3.0人月、5号 3.0人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費4,918,000円）	報酬 国内業務費

2	機材費	第2章 特記仕様書案 第7条 機材調達	71,537,000円	電力系統シミュレーションソフトウェア(PSS/E:Power System Simulation for Engineering)	機材費
---	-----	------------------------	-------------	---	-----

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 現地通貨(LBP)=0.00175円

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)